

保険のお知らせ ③

介護保険

利用者負担軽減の
更新手続きは7月末までに

食費・居住費の軽減の更新手続き

介護保険施設(シヨートステイを含む)での、食費・居住費の利用者負担額が軽減となる「介護保険負担限度額認定証」は、毎年6月30日が有効期限となっております。引き続きの認定は、7月末までに更新手続きを行ってください。

「対象となる人」

世帯全員が市民税非課税の人。ただし、市民税が課税されている場合も、世帯の年間収入から施設の利用者負担(1割負担、食費、居住費の年間合計)を差し引いた額が80万円以下となる場合は、対象となる場合があります。

「必要な書類」

介護保険被保険者証、更新の場合は現在持っている負担限度額認定証(ない)

「更新申請場所」

各区の保健福祉センター
福祉・介護保険課、早良区入部出張所、西区今宿出張所

社会福祉法人の軽減の更新手続き

社会福祉法人が所得の低い人に対して、利用者負担を通常の4分の3に軽減する「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」は、毎年6



30日が有効期限となっております。引き続き軽減を受ける場合は、7月末までに更新手続きを行ってください。

「対象となる人」
世帯全員が市民税非課税で、年間収入(※1)や預貯金等の額(※2)などで一定の要件を満たす人

(※1) 単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
(※2) 単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

「必要な書類」

介護保険被保険者証、世帯全員の収入や預貯金等、資産などが確認できる書類など

※更新申請場所は、上記と同じ
税制改正に伴う
激変緩和措置が終了

税制改正(65歳以上で合計所得金額が125万円以下の場合の非課税措置)の

【介護保険に関する相談・問合せ先】

各区役所の福祉・介護保険課		
区	電話番号	FAX番号
東	645-1069	631-5025
博多	419-1081	441-1455
中央	718-1102	771-4955
南	559-5125	512-8811
城南	833-4105	822-2133
早良	833-4355	846-8428
西	895-7066	881-5874

先】介護保険課(☎7333

5452)726・333
200 メールkaigohoke
n.phwb@city.fukuoka.
a.lg.jp)

保険のお知らせ ④

国民年金保険料の免除制度

申請は7月から



市国民年金
マスコット
「ゆとりん」

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難なときは、免除または猶予される制度があります。

◆免除・猶予制度

①免除制度(一般)

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が、次の基準以下の場合、納付が全額または一部免除となります。

●全額免除(控除対象配偶者と扶養親族の数十) × 35万円 + 22万円
●4分の3免除 78万円 + (A) + (B)

●半額免除 118万円 + (A) + (B)
●4分の1免除 158万円 + (A) + (B)

(A)▽老人扶養親族1人につき48万円▽16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき63万円▽前述に該当しない扶養親族1人につき38万円

(B) 地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除相当額、障害者控除27万円(特別障害者40万円)、寡婦(寡夫)控除27万円(特別寡婦35万円)、勤労学生控除27万円

◎地方税法に定める障がい者または寡婦の人は前年の所得が125万円以下の場合全額免除の申請ができます。

また、失業などの場合は、基準以上の所得でも特例で申請できます。年金手帳と雇用保険受給資格者証か離職票の写しを持って手続きしてください。

②若年者納付猶予制度(30歳未満のみ対象)

申請は7月から

また、失業などの場合は、基準以上の所得でも特例で申請できます。年金手帳と雇用保険受給資格者証か離職票の写しを持って手続きしてください。

③学生納付特例制度
前年所得が118万円以下の場合に納付猶予となります。4月から受け付け中。年金手帳と学生証を持って申請してください。

◆保険料の後払い
①、②、③の期間の免除や猶予された保険料を後払い(追納)することにより、全額納付した場合と同額の老齢基礎年金を受給することができます。

追納できる期間は10年以内ですが、3年度目からは加算金が発生しますので、ご注意ください。

※手続きや問合せは、居住の区役所保険年金課または出張所国民年金担当へ。

◆申請時期・対象期間
申請受け付けは7月1日(火)から行います。年金手帳を持って早めに申請を。平成20年1月2日以降に市外から転入した人は、前住所の所得証明書などが必要で、対象期間は、7月〜翌年6月の1年間分です。

申請は原則として毎年必要ですが、全額免除、若年者納付猶予が承認された人で、次年度以降の申請が省略できる場合があります。

申請は原則として毎年必要ですが、全額免除、若年者納付猶予が承認された人で、次年度以降の申請が省略できる場合があります。

保険料の免除、納付猶予、納付特例が承認されると

	受給資格期間(※)への加算	障害(遺族)基礎年金受給のための納付要件	老齢基礎年金の受給額計算
全額免除	○	○	免除期間分は1/3
4分の3免除	○	○	免除期間分は1/2
半額免除	○	○	免除期間分は2/3
4分の1免除	○	○	免除期間分は5/6
若年者納付猶予	○	○	猶予期間分は0(後払いで満額)
学生納付特例	○	○	特例期間分は0(後払いで満額)
未納	×	×	未納期間分は0

※受給資格期間とは、老齢基礎年金を受け取るのに少なくとも必要な納付期間(25年間)のこと。ただし、老齢基礎年金を満額受け取るには、40年間の納付が必要。

また、障害(遺族)基礎年金については、一定以上の納付期間が必要となります。

◎4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、免除された残りの保険料を納付しなければ、未納と同じ取り扱いとなります。

はじめてのパソコンに最適! 良質中古 液晶付デスクトップパソコン

広告

安心便利な機能が充実!

- 機能満載
 - 省スペース型 FUJITSU 製 デスクトップ パソコン
 - Windows XP 搭載
 - SHARP 製液晶セット
 - プリンタやデジカメなども接続可能
 - 文書作成や表計算も快適に利用できます。
- 便利
 - 液晶は大きく見やすい 15インチ
 - 高速インターネット対応
- 簡単
 - 届いたその日から使える親切設定が好評です
 - Windows アップデート済みでセキュリティも安心
- 安心
 - 全商品完全クリーニング済み
 - 安心の1年保証(消耗品は対象外)
 - 新品マウス・キーボードを別途 2,000円でお付けします!!

液晶は SHARP 製

パソコンは FUJITSU 製

発売時定価 132,000円 (PC本体のみ)

なんと、中古特価!

37,800円

73台限定! お一人様1台限り

通販だから実現したこの特価!

なくなり次第販売終了とさせていただきますご注文はお早めに!

ご注文はお電話にて承ります!

通話料無料のフリーダイヤル(水曜日は定休日)

0120-393-628

エステートバンクソリューションズ(株)

FMV-6000CL
●CPU:インテル celeron 900MHz
●メモリ:384MB ●HDD:30GB
●ドライブ:CD-ROM,FDD



※送料別途1,050円
※代引き、またはお振込み(入金確認後、3日以内に発送)
〒810-0001
福岡市中央区天神2-8-38 協和ビル5F
http://www.ebsolutions.co.jp/